## 会長に事故あるときの社員総会議長代行順位に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第17条の規定に基づき、会長に事故があった場合に社員総会 の議長を務める順位を定めることを目的とする。

## (代行順位)

- 第2条 会長に事故があった場合に、社員総会の議長を務める順位を以下のとおり定める。
  - (1) 専務理事
  - (2) 常務理事:常務理事が複数名の場合は、その氏名の五十音順とする。
  - (3) 主たる事務所以外の地域に住居を定める理事で、理事会において指名されたもの

(改廃)

第3条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附 則(2014年4月13日理事会決議)

- 1この規程は、2014年4月13日から施行する。
- 2 定款第27条第2項に基づき、別に職務権限規程において代行順位を定めるまでの間、 この規程において定めた順位をもって、定款、規則及び規程等に定める会長の職務におい て、会長に事故があった場合にその職務を代行する場合にも準用する。ただし、代表権は 代行できない。